

カーオクサポート利用約款

本サイトのご利用には、株式会社FTソリューションズ(以下「当社」といいます)が定める以下の約款(以下「カーオク利用約款」といいます)が適用されます。ご利用を希望される方は、カーオク利用約款の内容に同意いただいたうえで、お申込みいただく必要があります。なお、無料で提供しているサービスにつきましては、カーオク利用約款にご同意いただく手続きに代えて、実際にご利用いただくことでカーオク利用約款にご同意いただいたものとみなします。

お申込みいただいた場合、当社は、お客様が、これらに当然に同意いただいたものとみなします。また、本サイトでお客様が選択されるサービスの種類によっては、カーオク利用約款のほかに、別途当社とお客様間で締結する個別契約の適用を受けます。

当社は、カーオク利用約款またはこれに基づき当社が策定する規則等の内容を任意に変更・廃止することができます。但し、当社ホームページ上で変更内容を1ヶ月間掲示し、経過後に変更後の規則等は適用されます。

第1章 総 則

第1条 (サービスの内容)

当社は、当社が管理・運営するカーオクサポートサイト(第2条第3号に定義する)において、以下のサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

- (1) お客様個々の専用ページの提供
- (2) ヤフオク!(第2条第2号に定義する)および業者向けオークション(第2条第4号に定義する)への車両の出品代行
- (3) 車両の評価額情報の提供
- (4) 車両の確認
- (5) 車両の買取り
- (6) 車両の販売
- (7) 車両の輸送
- (8) 車両の整備・点検、登録代行等、前各号に付随するサービスの提供
- (9) 各種オートローンの提供
- (10) 上記サービスに付帯する業務

第2条 (定義)

カーオク利用約款に使用する語句および用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「カーオクサポート」とは、「カーオクサポート」というサービスマークの下に当社が日本におい

て提供する第1条に定めるサービスをいう。

- (2) 「個別サービス」とは、カーオクサポートのサービスの中からお客様が選択するサービスの種類をいう。
- (3) 「ヤフオク！」とは、「ヤフオク！」というサービスマークの下に、ヤフー株式会社(以下「ヤフー」といいます)が日本においてインターネット上で提供するサービスをいう。
- (4) 「カーオクサポートサイト」とは、ヤフオク！内に任意に設置されるカーオクサポートに関するウェブサイトをいう。
- (5) 「業者向けオークション」とは、当社が指定する中古車オークション市場をいう。
- (6) 「オークション規約」とは、ヤフオク！および業者向けオークションにおいて定められる規約をいう。
- (7) 「お客様」とは、カーオクサポートの内容およびカーオク利用約款に同意し、カーオクサポートサイトを用いて自ら売主として車両の販売を行う者で、当社との間で個別のサービス契約を締結した者をいう。
- (8) 「車両」とは、道路運送車両法および道路運送車両法施行規則で定められている四輪自動車のうち、当社が指定する四輪自動車をいう。
- (9) 「車両情報」とは、自動車検査証に記載された情報、走行距離および車両の事故車(事故車とは、一般社団法人日本自動車確認協会の確認基準で定められた交通事故その他の災害により車両を損傷し、修復前修復の履歴のあるものをいう。)をいう。
- (10) 「クレーム」とは、オークション規約で定められたクレーム(内装、外装、電装、機関および機構等の不良、破損、欠品および異常、出品申込書または出品リスト等の表示違い、譲渡書類の提出遅延等を含みますがこれに限りません)または当該オークション取引における落札者およびその他の者からカーオク利用約款に係る債権債務の履行を拒まれるおそれのある主張および行使を阻止できる抗弁をいう。
- (11) 「譲渡書類」とは、自動車登録令に定める車両の登録名義人の変更手続きに必要なすべての書類をいう。
- (12) 「お客様情報」とは、車両情報、車両画像ファイル(動画を含む)、お客様の氏名または名称・続柄・住所・電話番号・電子メールアドレスなど、お客様がカーオクサポートサイト内で当社に提供するすべての情報をいう。
- (13) 「個人情報」とは、お客様情報および生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。
- (14) 「営業日」とは、月曜日から土曜日までの日および当社が指定する休日以外の日をいう。但し、当社が営業日を変更した場合は、カーオクサポートサイト上で表示する日をいう。
- (15) 「銀行営業日」とは、金融機関の営業日をいう。

第2章 本サービスの利用に関する事項

第3条 (本サービス対象車両)

1. 車両が、以下の条件を一つでも満たさない場合は、本サービスの利用をお断りすることがあります。また、以下の条件をすべて満たす場合であっても、当社の判断により、本サービスの利用をお断りすることがあります。なお、以下の条件を満たしているか否かにかかわらず、本サービスの利用をお断りした場合の理由の開示はいたしません。
 - (1) 自動車検査証の所有者欄または使用者欄に記載された氏名、商号その他の名称がお客様本人であること基本です。ただし、お申込車両に関する所有者欄または使用者欄記載の名義人の同意があり、車両売却に伴う譲渡関連書類の引渡し可能な車両であること。
 - (2) 自動車税納税証明書(継続検査用)および軽自動車税納税証明書が完備していること、または、納税を行い、自動車納税証明書および軽自動車税納税証明書が取得できること。
 - (3) 当社が委託する車両状態確認会社の確認基準に適合すること。
 - (4) 自走可能で、機関に問題ないこと、粗悪車でないこと
 - (5) 完全な所有権の移転を阻害する要件(盗難車、被差押車および抵当権設定車)が一切ないこと
 - (6) 不正および違法改造車でないこと
 - (7) 接合車(2台の車両を接合して1台の車両としたもの)でないこと
 - (8) 走行距離の詐称(メーターの巻き戻し等)がないこと
 - (9) 日本国内で登録され、日本国内に所在する車両であること

第4条 (事前承諾)

1. お客様は、本サービスの利用によって、当社から入手した確認結果および車両価格に関するすべての情報は、あくまで参考の域を超えないものであることを認め、当該情報に起因してお客様に不利益、損害等が生じたとしても当社は責任を負わないことを承諾します。
2. お客様は、本サービスがお客様の希望する価格で落札されることを保証するものではないことを承諾します。
3. お客様は、ヤフオク!または業者向けオークションで車両が落札されなかった場合でも、カーオクサポート約款所定の手数料を支払うことおよびその他の義務を履行することを承諾します。
4. お客様は、マイページ上にてヤフオク!または業者向けオークションの最低売却価格に同意した際は、当社にヤフオク!または業者向けオークションで販売することを委任したこととなり、当社が当社の裁量でヤフオク!または業者向けオークションでの落札手続きを行うことに同意します。
5. お客様は、ヤフオク!でお客様の車両が落札された場合でも、落札時点から 24 時間以内に

落札者から当社に当社指定の方法で連絡がなかったときは、当社の判断で落札を取消すことに同意します。

6. お客様は、ヤフオク！でお客様の車両が落札され、かつ、落札時点から24時間以内に、落札者から当社に連絡があったときでも、当社が指定する期日までに落札代金が支払われなかったときは、当社の判断で落札を取消すことに同意します。
7. お客様は、ヤフオク！で車両が落札され、かつ、落札時点から24時間以内に、落札者から当社に連絡があり、当社が指定する期日までに落札代金が支払われときに、当社とお客様間で車両買取り契約が成立します。お客様は、当社と車両買取り契約を締結し、譲渡書類および車両を、車両買取り契約が成立した日から1週間以内に引渡すことに同意します。
8. 業者向けオークションで落札された際には、落札日に当社とお客様間で車両買取り契約が成立します。お客様は、当社と車両買取り契約を締結し、譲渡書類および車両を、落札日より1週間以内に引渡すことに同意します。また、理由のいかんに関わらず、出品前にお客様と協議して確定した引渡し期日までに車両の引き渡しが完了しなかった場合は、お客様は当社に対し、第21条に定める所定の違約金を支払うことに同意します。
9. 車両の危険負担は、車両が当社または当社が指定する委託業者に引渡されたときをもって、お客様から当社に移転します。

第5条（契約締結の手続き）

1. お客様は、カーオクサポート約款の内容を十分に検討し、その内容を承諾したうえで当社に対し、当社所定の方法により個別サービスの申込みを行なうものとします。
2. 当社は、前項の申込みがあった場合、その内容を審査して、申込みを承諾することができるものとします。
3. 当社が前項の承諾をした時点で、当社とお客様との間で個別サービスの契約が成立します。

第3章 出品代行サービスに関する事項

第6条（利用申込み）

1. お客様は、カーオクサポートサイト内のお申込み画面（以下「申込みフォーム」といいます）に必要情報を入力し、送信することにより、ヤフオク！または業者向けオークションに車両を当社が出品代行するサービス（以下「出品代行サービス」といいます）の利用申込みを行います。
2. 出品代行サービスの利用契約（利用申込み）は、マイページ上での当社の承諾をもって成立します。
3. 当社は、前項の申込み内容を確認し、マイページに必要書類、確認日程、取引の流れなどの事項をお知らせします。

第7条 （車両状態の申告義務）

1. お客様は、出品代行サービスの申込みに際して、車両情報に加え、以下の項目を正確に申告します。
 - (1) 車種名・グレード
 - (2) 車体番号(フレーム番号)
 - (3) 自動車登録番号
 - (4) ボディーカラー
 - (5) メーター上の走行距離数
 - (6) 日常お気づきの車両の不具合事項
 - (7) 改造の有無および改造の内容
 - (8) 事故歴
 - (9) メーター交換または改ざん歴
 - (10) 装備品(車両に付属する装備)
2. 前項の申告内容に虚偽の事実があり、これを原因としてクレームの申告があった場合は、当該クレームを処理するための費用および当社が落札者または業者向けオークションから損害賠償請求またはその他の費用請求を受けたときは、出品代行サービスの提供中か終了かを問わず、当該費用は、お客様のご負担となります。

第8条 （必要書類の提出）

お客様は、出品代行サービスの利用にあたり、当社が別途指定する日までに以下の書類を当社に提出します。

- (1) 出品時点
 - ①自動車検査証(写し)
 - ②運転免許証(写し)
 - ③自賠責保険書(写し)
 - ④委任状
 - ⑤譲渡証
 - ⑥自動車検査証の「所有者の氏名または名称」欄に記載された者の印鑑証明書、住所変更がある場合は、住民票、戸籍附票謄本等
 - ⑦自動車検査証上の所有者がローン会社などのときは、その所有権を解除するために必要な書類
 - ⑧その他、車両の所有権を移転するのに必要な書類
- (2) 落札時点
 - ①自動車検査証

②自賠責保険証

③自動車税の納税が確認できる書面

第9条（車両の確認）

当社が指定する車両状態確認会社が、お客様ご指定の場所で車両状態確認会社所定の方法で車両を確認します。

第10条（走行距離の制約）

お客様は、前条の車両の確認日からヤフオク！または業者向けオークション落札日までの間、1,000km以上の走行はできません。

第11条（車両状態の報告義務）

1. 車両の確認日以後、車両に事故、キズ等の損傷、機関等の不具合等が発生した場合は、お客様が発生の都度、直ちに当社に報告する義務を負います。
2. お客様は、前項を原因として、オークション規約に基づく減額が必要となった際は、落札価額の減額に応じます。

第12条（手数料）

お客様は、当社所定の手数料を支払うものとし、別途当社とお客様間で締結する個別契約の定めに従うものとします。手数料は以下のとおりです。

基本手数料 （消費税別）	(1) 出品代行手数料……………16,000円 (2) 販売代行手数料 ヤフオク！成約の場合……………25,500円＋落札金額の2.0% 業者向けオークション成約の場合…31,000円＋落札金額の2.5% (3) 振込事務手数料……………800円
その他手数料 （消費税別）	(1) 所有権解除手数料……………16,000円 （オートローン等の所有権が留保された車両をお申し込みになられた場合の手数料です。） (2) 抹消登録手数料……………2,800円 （業者向けオークション落札日現在において車検満了日までの期間が2ヶ月未満の車両をお申し込みになられた場合の手数料です。） (3) チャレンジ出品手数料……………20,000円 （当社がご提案するオークション落札予想価格を上回る価格で出品することを希望された場合の手数料です。この場合、出品代行手数料は無料です）

備 考	<p>ヤフオク！および業者向けオークションに各2回出品して落札されずにお取引が終了となった場合は、出品代行手数料は無料です。ただし、以下の場合は出品代行手数料をご負担いただきます。</p> <p>① 事故修復歴がないとご申告いただきましたが、第9条の車両確認の結果、事故修復歴があることが判明したとき。</p> <p>② メーター改ざんがないとご申告いただきましたが、第9条の車両確認の結果、メーター改ざんがあることが判明したとき。</p> <p>③ 冠水およびひょう害等の災害車両ではないとご申告いただきましたが、第9条の車両確認の結果、被災車両であることが判明したとき。</p>
--------	---

第13条（決済・支払方法）

1. 落札時

お客様の車両がヤフオク！または業者向けオークションで落札された場合、お客様と当社が個別買取契約を締結し、落札代金から第12条の手数料を相殺した金額を、お客様ご指定の口座にお振込みいたします。

2. 流札時

お客様の車両がヤフオク！および業者向けオークションに各2回出品して流札となり、お取引が終了となった場合は、出品代行手数料は無料です。ただし、以下の場合は、出品代行手数料をご負担いただきます。

- ① 事故修復歴がないとご申告いただきましたが、第9条の車両確認の結果、事故修復歴があることが判明したとき。
- ② メーター改ざんがないとご申告いただきましたが、第9条の車両確認の結果、メーター改ざんがあることが判明したとき。
- ③ 冠水およびひょう害等の災害車両ではないとご申告いただきましたが、第9条の車両確認の結果、被災車両であることが判明したとき。

3. 当社買取

当社がお客様の車両を買い取ったときは、本サービスの手数料の負担はございません。買取り代金は、個別契約に基づき当社がお客様の口座にお振込みいたします。

第4章 車両の買取等に関する事項

第14条（車両の売主としてお客様が負う義務）

1. お客様が当社に車両の買取りを要望される場合は、第7条が適用されます。
2. 前項のほか、別途お客様と当社間で締結する個別契約の定めに従うものとします。

第15条（車両の引取り）

当社所定の方法で車両を引取るものとし、車両の引取り場所、日時等の詳細については、別途お

お客様と当社間で締結する個別契約の定めに従うものとします。

第16条（譲渡書類の引渡し）

当社所定の方法で譲渡書類を引渡すものとし、引渡し方法、引渡し等の詳細については、別途お客様と当社間で締結する個別契約の定めに従うものとします。

第5章 キャンセルおよび違約金に関する事項

第17条（無料キャンセル期間）

本サービスお申し込み後、車両状態確認日の1営業日前（但し、当該日が日曜、祝祭日および当社の休業日にあたる場合は、その前営業日）の15時までの間は、当社所定の方法で申告することによって無料でお取引をキャンセルできます。

第18条（有料キャンセル期間）

前項の無料キャンセル期間以降、業者向けオークション開催日の2営業日前（但し、当該日が日曜、祝祭日および当社の休業日にあたる場合は、その前営業日）の17時までの間にお取引をキャンセルされる場合は、キャンセル料をご負担いただきます。

第19条（キャンセル不可能な期間）

業者向けオークション開催日の2営業日前（但し、当該日が日曜、祝祭日および当社の休業日にあたる場合は、その前営業日）の17時から業者向けオークション開催日までの間は、理由のいかんに関わらずキャンセルできませんのでご注意ください。

第20条（キャンセル料の支払い及び支払方法）

1. お客様は、当社所定のキャンセル料を、当社指定の銀行口座に振込送金の方法で支払うものとします。
2. キャンセル料は、次のとおりとします。
キャンセル料 20,000 円（消費税別）
3. 本条の支払いにかかる費用は、お客様の負担とします。

第21条（違約金の支払および支払方法）

1. お客様は、理由のいかんに関わらず、以下の各号のいずれかに該当する場合は、違約金を当社指定の銀行口座に振込送金の方法で支払うものとします。
 - ① 業者向けオークションでお客様の車両が落札された後、出品前にお客様と協議して確定し

た引渡し期日までに当該車両を引渡すことができず、当該取引がキャンセル(取り消し)となった場合・・・200,000 円

- ② 業者向けオークションでお客様の車両が落札された後、お客様が当該車両を保管中に発生した事故、盗難および火災等により、当該車両およびその付属品の一部または全部が破損、紛失および滅失等し、当該取引がキャンセル(取り消し)となった場合・・・200,000 円
- ③ 業者向けオークションでお客様の車両が落札された後、重大な瑕疵(メーター改ざん、事故、ひょう害、水害および盗難等の法的問題車両。以後同じ)またはクレームが発生し、オークション規約に基づく違約金が課された場合・・・当該違約金の全額。
- ④ ヤフオク！でお客様の車両が落札された後、重大な瑕疵が判明し当該取引がキャンセル(取り消し)となった場合・・・当社が請求する実費(修理費用、陸送費用、落札者からの損害賠償請求額等を含みますがこれに限りません)および支払い済みの落札車両代金の全額を当社に返金するものとします。

2. 本条の支払いにかかる費用は、お客様の負担とします。

第6章 付帯サービスに関する事項

第22条 (車両の輸送)

1. ヤフオク！または業者向けオークションで車両が落札された場合および当社が車両を買取った場合、当社は、車両の引取りを行います。
2. 当社は、当社の指定する陸送会社へ車両の輸送を委託します。
3. 車両の輸送費用は、ヤフオク！または業者向けオークションで車両が落札された場合は落札者が、また、当社が車両を買取った場合は当社が負担するものとします。

第23条 (名義変更手続きの代行)

1. ヤフオク！で車両が落札された場合は、当社は落札者から必要書類を受領し、当社において名義変更手続きを完了し、お客様に報告します。
2. 業者向けオークションで車両が落札された場合は、オークション規約の定めに基づき、落札者が名義変更手続きを行いますので、当社はその進行を管理し、お客様に報告します。
3. 当社が車両を買取った場合は、当社が名義変更手続きを行い、お客様に報告します。
4. 前三項の手続にかかる費用は、ヤフオク！または業者向けオークションで車両が落札された場合は落札者が、また、当社が車両を買取った場合は当社の負担とします。

第7章 本サービスの運営に関する事項

第24条（当社の情報管理）

当社は当社サーバーに保管されている車両情報、車両の売買に関する情報および個人情報を、日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」が求める水準によって取り扱います。また当社はそれらを当社プライバシーポリシー、個人情報の保護に関する法律および関係官庁のガイドラインに従い取り扱います。

第25条（免責事項）

次に掲げる損害については、お客様、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業等、不可抗力と認められる事由により、本サービスの執行、金銭の授受または手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) ヤフオク！または業者向けオークションの閉鎖、中止および停止もしくは規則の変更等の事由により、本サービスの提供に当社が応じ得ないことにより生じた損害
- (3) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- (4) 本サービス利用のためにお客様が用いるコンピューターのハードウェアやソフトウェア、通信機器その他の設備（以下、「設備等」という）に関する故障、誤作動による損害
- (5) お客様が契約するプロバイダその他当社が管理していない設備等の故障、誤作動、仕様変更等により生じた損害
- (6) 休日または当社の取扱時間外のために、お客様の依頼に応じ得ず、または通知等が遅延したことにより生じる損害

第26条（本サービスの停止・中止）

1. 当社は以下の各号の一に該当する場合、お客様に何らの通知、催告をすることなく本サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができるものとします。当社のウェブサイトの一部もしくは一部の運営を中止することができるものとします。
 - (1) 車両またはお客様による車両の売却行為もしくは売却方法が、法令等もしくはカーオク利用規約に合致しない場合、そのおそれのある場合または本サービスを提供することがふさわしくないと当社が判断した場合
 - (2) お客様が当社に対して負う義務を履行しない場合、またはそのおそれがある場合
 - (3) お客様の行為、対応が当社の生命、身体、名誉または財産に被害を及ぼした場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) ウェブサイトの定期メンテナンスを行うとき
2. 当社は、以下の各号の一に該当する事由が発生した場合、お客様に事前に通知のうえ、本サービスの提供を中止または停止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は事前の通知を必要としないものとします。
 - (1) 当社のシステムの保守・点検を行う場合

- (2) 火災・停電・通信回線の事故または天災地変などにより、本サービスの提供またはカーオクサポートサイトの運営が不可能となった場合
 - (3) その他当社の実施しているサービス(カーオク利用約款に規定するサービスに限らない)の運用上または技術上当社が必要と判断した場合
 - (4) 戦争、暴動、ストライキ等の当社の責に帰すことのできない事情により当社のウェブサイトの運営ができなくなったとき
 - (5) その他やむを得ない事情により当社のウェブサイトの運営ができなくなったとき
3. 前二項による損害については、当社は免責されるものとします。
 4. 本条の定めに従い本サービスの提供が中止または停止された場合においても、お客様は当該中止または停止期間におけるカーオク利用約款所定の料金の支払義務を免れるものではありません。

第27条（通知・告知等の方法）

1. お客様は、カーオク利用約款に基づき、当社がお客様に通知または告知をする場合電子メールおよび郵送またはカーオクサポートサイトへの掲示その他の方法により行われることに同意するものとします。
2. 届出のあった電子メールアドレスまたは住所に宛てて当社が通知を発信した場合において、通信事情、届出事項の不備・未変更その他当社の責めによらない事由により、延着または到達しなかった場合は、お客様は通常到達すべきときに到達したものとみなすことに同意するものとします。
3. お客様から当社に対するカーオク利用約款に基づく意思表示、通知および報告または書面の送付方法は、カーオク利用約款に別段の定めがある場合を除き、電子メール、郵送およびインターネット(当社が指定しお客様に通知する URL に限ります。)経由のいずれかの方法によるものとします。

第28条（届出事項の変更）

1. お客様は、氏名、住所および振込先金融機関その他の届出事項に変更があった場合、またはある場合には、ただちに当社所定の方法により、届出事項の変更手続きを行うものとします。
2. 届出事項の不備または届出事項の変更手続きを怠ったことによる損害については、当社は一切の責任を負いません。
3. 届出のあった氏名、住所に宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらが未着で当社に返送された場合、当社は再度の送付を中止します。
4. 届出のあった振込先金融機関への振込が遅延または不能となったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

第8章 一般規定

第29条（資格制限）

1. お客様が満年齢で20歳以上であること。ただし、当社所定の方法で本サービスの利用について親権者等の法定代理人の同意を得ていることが確認できる場合を除きます。
2. お客様は、自己および自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - (8) その他前各号に準ずる者
3. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 当社は、お客様が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに該当者との取引の全部または一部を停止し、または該当者との契約の全部または一部を解約することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、該当者に対して何ら説明しまたは開示する義務を負わないものとし、取引の停止または契約の解約に起因しまたは関連して該当者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。
5. お客様が第1項または第2項の確約に反したことにより当社が損害を被った場合、該当者はその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

第30条（損害賠償）

1. お客様は本サービスに関連して第三者との間で発生した紛争（訴訟の提起を含む）については、お客様の責任と費用負担にて誠実に処理解決し、当該紛争により(i)当社、(ii)当社の親会社、子会社、関連会社または当社を関連会社とする会社、(iii)(i)(ii)の取締役、監査役または従業員等に何らかの損害が発生した場合、当該損害を賠償するものとします。お客様がカーオク利用約款に違反し、ここに定める者に何らかの損害が発生した場合も同様とします。
2. カーオク利用約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除いて、当社の故意または過失によりお客様に損害が発生した場合、当社はおお客様に対し当該損害を賠償します。ただし、当社による賠償金額はヤフオク！または業者向けオークションの落札金額を限度とします。

第31条（契約解除）

1. 当社は、お客様が以下の各号の一に該当したときは、お客様に何らの通知、催告をすることなく、直ちに当社とおお客様の間の契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、この契約解除は当社のおお客様に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - (1) カーオク利用約款または当社とおお客様の間の他の契約に違反し、または当社に対する債務の全部もしくは一部を履行せず、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に是正または履行しないとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがあったとき、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、または清算手続もしくは任意整理に入ったとき
 - (4) 資本減少、事業の廃止、休止、変更、全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき、または解散（法令に基づく解散も含む）したとき
 - (5) 手形もしくは小切手を不渡りとしたとき、または支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき
 - (6) 信用状況が悪化したと当社が判断したとき
 - (7) 本サービスに関し、関係官庁による注意または勧告を受けたとき
 - (8) 関係官庁から営業停止処分または営業許可もしくは営業免許等の取消処分を受けたとき
 - (9) お客様と連絡が取れなくなったとき、またはお客様の意思が確認できないとき
 - (10) 当社の信用を毀損（きそん）する、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (11) お客様が、カーオク利用約款が定める支払期日に支払を遅延したとき、指定収納会社との契約に違反したときまたは指定収納会社との契約が終了したとき

- (12) お客様が個人の場合において、お客様本人が死亡し、その相続人が本サービス上の車両の販売に関する売主の義務を履行できないと当社が判断したときおよびお客様が法人の場合において、その代表者が死亡し、お客様が本サービス上の車両の販売に関する売主の義務を履行できないと当社が判断したとき
 - (13) 第1号の規定にかかわらず、カーオク利用約款に違反した場合で、カーオク利用約款その他の規約において当社にて即時に契約解除ができるとの規定があるとき、または当該違反を重大であると当社が判断したとき
 - (14) お客様またはお客様が法人の場合においてはその役員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるものをいう)であることが判明したとき、ならびにお客様またはお客様が法人の場合においてはその役員と反社会的勢力との関与が明らかになったとき
 - (15) その他、当社がお客様との契約を継続できないと判断したとき
2. お客様が前項各号の一に該当する場合、お客様の当社に対する一切の債務(本契約に基づく債務に限らない)は当然に期限の利益を失い、お客様は当社に対し直ちに債務全部を弁済しなければなりません。なお、この場合にお客様が当社に対して債権を有するとき、当社は別途通知をすることなく、当社がお客様に有する債権とお客様が当社に有する債権とを対当額にて当然に相殺し、お客様の当社に対する債務の弁済に充当するものとします。

第32条 (有効期間)

本サービスの提供およびカーオク利用約款により発生した事由に基づく債務および義務(それらに基づいて発生する債務および義務を含みます。)に関しては、それら債務および義務の履行が完了するまでの間、カーオク利用約款が効力を有するものとします。

第33条 (個人情報の取扱い)

- 1. 当社は、個人情報の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます)を定め、これを当社のカーオクサポートサイトまたはホームページ等において掲示します。
- 2. 当社は、個人情報について、今後の本サービスその他関連する業務の健全な運営またはお客様の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。ただし、当社がこの利用に関連しお客様へ各種通知を行う場合に、あらかじめお客様から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はそのお客様に対して当該通知を行わないものとします。
- 3. 前項の規定によるほか、当社は、お客様に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

第34条 (個人情報の開示への同意)

1. 当社は、お客様がご要望された本サービスの種類によって、ヤフオク！または業者向けオークション、および本サービスを提供するために当社の提携先に、必要な範囲でお客様の個人情報を提供することがあります。
2. お客様は、お客様がご要望された本サービスの種類によって、ヤフオク！または業者向けオークションおよび本サービスを提供するために当社の提携先に対し、お客様に係る個人情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
3. 前項であらかじめ同意いただいている場合以外についても、以下の場合には、当社は個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 裁判所から法令に基づく開示を命じる判決もしくは命令を受けた場合、または、警察などの公的機関から、捜査権限を定める法令に基づき正式な照会を受けた場合
 - (2) 当社または提携先のサービスの利用に関連して、お客様が法令やカーオークサポート利用規約などに反し、第三者または当社の権利、財産、サービスなどを保護するために必要と認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (3) 人の生命、身体および財産などに対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) その他、個人情報保護法上許容される場合

第35条（協議）

カーオーク利用約款に定める条項の解釈に疑義が生じた場合、またはカーオーク利用約款に定めのない事項については、当社とお客様間でお互いに誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第36条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本国法に準拠するものとします。

第37条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条（関連個別契約）

カーオーク利用約款に基づき、お客様と当社が締結する個別契約には、カーオーク利用約款が適用されます。ただし、当該個別契約に別段の定めがある場合を除きます。

<以下、余白>

2012年6月29日制定

2013年3月27日改定

2016 年 10 月 19 日改定